

令和4年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の意見及び指摘（要旨）		
テーマ：観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について		
第1 施策番号別の監査の結果		
I 施策251 南部地域の活性化		
1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費		
① 補助金実績報告書の添付書類の確認について【指摘】		
南部地域体験教育旅行促進事業費補助金において、実績報告書に添付された請求明細の金額よりその領収書等の金額の方が多いものがあった。補助額に変更はなかったが、支払額の確認について瑕疵が無いようにすべきである。	補助金額への影響がない場合であっても、請求明細の金額と領収の金額に差異がある場合は、速やかに再提出を求めて、適切に対処しました。	地域連携・交通部
② アンケート結果の活用と南部地域の魅力向上への取組について【意見】		
南部地域への体験教育旅行を実施した学校等へのアンケート結果では、満足度は高い結果となっていたが、コロナ収束後に南部地域への教育旅行を実施したいと回答した割合は半分以下だった。南部地域の魅力をさらに高めるための継続的取組が必要と考えられる。	教育旅行誘致に取り組む団体とも連携しながら、引き続き教育旅行の目的地として南部地域が選ばれるよう取り組みました。	地域連携・交通部
③ 県内教育旅行促進支援事業との関係について【意見】		
南部地域体験教育旅行促進事業補助金は、南部地域以外を目的地とする県内教育旅行促進支援事業支援金と比較すると、制度の趣旨・時期・補助額等がほぼ同じで、格別に南部地域を選んでもらうインセンティブに乏しい。 別事業としたことにより、南部地域の活性化に寄与したか等々、実施結果の分析等により説明責任を果たす必要があると思われる。	実施結果を分析し、南部地域への教育旅行を実施する県内学校への支援を継続するとともに、令和5年度においては、県外学校に対する南部地域への教育旅行誘致を行うなど、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう取り組んでいます。	地域連携・交通部
④ 企画提案コンペ選定委員会について【意見】		
業務委託の企画コンペ選定委員会において、委員5名中1名が欠席していた。選定要領では、定数の3分の2以上の出席があれば問題ないが、より多様な意見を反映した選定ができるよう、欠席がある場合には、代理出席の方法を	今後は、選定委員への就任を依頼する際に、欠席する場合に備えて代理を確保します。	地域連携・交通部

	とることが望ましい。		
II 施策 252 東紀州地域の活性化			
1 東紀州地域振興推進事業費			
① 負担金の決定方法について【意見】			
	東紀州地域振興公社への負担金について、県として負担基準や考え方等に関する基本的事項を定めた規約等を整備することが望ましい。	県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、東紀州地域振興公社への負担金に関するそれぞれの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意しました。	地域連携・交通部
2 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費			
① 補助事業の完了検査における確認漏れについて【指摘】			
	<p>県は、東紀州産業活性化事業推進協議会が実施する事業について事業費の半額を補助しているが、当該協議会の契約書において委託者が東紀州地域振興公社となっているものがあつた。請求書も公社宛てになっており、履行確認も公社検査職が行っていた。</p> <p>当該協議会事務局が公社内にあるため担当者が処理を誤つたということであつたが、県の補助事業の完了検査において見過ごされている。</p> <p>県としては、事務的なミスが補助金の不適切な支給に繋がらないように、補助事業の内容をより一層精査するとともに、チェック体制の強化を図るべきである。</p>	<p>県は、東紀州産業活性化事業推進協議会に対して、適切に補助事業を執行するように、改めて注意喚起を行い、チェック体制の強化や、会計書類の会計名ごとの明確な区分化など、改善策を確認しました。</p> <p>また、補助事業の内容を一層精査できるよう、完了検査を従来の一人体制から二人体制に強化します。</p>	地域連携・交通部
② 補助金交付先団体における業者選定手続の確認について【意見】			
	東紀州産業活性化事業推進協議会が支払つた委託料（8,789千円。補助事業総額の77%）について、県の簿冊には、委託に関する業者選定資料またはその確認が行われた資料が綴られていなかった。補助事業の完了検査において、その内容を確認しているとのことだが、確認した証拠書類を県の書類として残しておくことが望ましい。	これまでの完了検査では、契約書や支出関係書類の写しのみ提出を求めていましたが、今後、補助事業のうち金額の大きい契約については、業者選定資料等の写しの提出も求め、簿冊に編綴します。	地域連携・交通部
③ 補助金交付先団体の規約について【意見】			
	東紀州産業活性化事業推進協議会規約に条文上の齟齬（条項番号の不一致）が見られた。補助金の対象となる団体の規約について、県は確認を行い、指摘・訂正依頼を行うことが望ましい。	規約の条文上の齟齬について、令和4年8月に東紀州産業活性化事業推進協議会に指摘・訂正依頼を行い、訂正済みです。	地域連携・交通部
④ 負担金の決定方法について【意見】			

<p>「1 東紀州地域振興推進事業費 ① 負担金の決定方法について」の意見と共通する。</p>	<p>県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、東紀州地域振興公社への負担金に関するそれぞれの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意しました。</p>	<p>地域連携・交通部</p>
<p>3 Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費</p>		
<p>① 負担金の決定方法について【意見】</p>		
<p>「1 東紀州地域振興推進事業費 ① 負担金の決定方法について」の意見と共通する。</p>	<p>県と東紀州地域5市町は、令和4年12月に、東紀州地域振興公社への負担金に関するそれぞれの負担基準や考え方を協議のうえ書面で合意しました。</p>	<p>地域連携・交通部</p>
<p>② 令和3年度「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会負担金について【意見】</p>		
<p>奈良県は負担金交付要綱を作成しており、三重県においても交付要綱の整備について検討することが望ましい。</p>	<p>奈良県の例などを参考に、交付要綱を作成中です。</p>	<p>地域連携・交通部</p>
<p>4 東紀州地域集客交流推進事業費</p>		
<p>① 契約保証金の免除にかかる契約実績の確認手続について【意見】</p>		
<p>熊野古道センター関連の修繕契約における契約保証金の納付免除について、契約実績の有無や不適格業者かどうかを確認した書類を簿冊にファイルしておくことが望ましい。</p>	<p>今後、契約保証金の納付免除にあたっては、契約相手方となる業者が条件を満たしていることを確認した書類を簿冊に編綴します。</p>	<p>地域連携・交通部</p>
<p>5 熊野古道活用促進事業費</p>		
<p>① 熊野古道情報発信用ノベルティの現物数量の適切な管理と積極的な配布について【指摘】</p>		
<p>ノベルティを4品目現物確認したが、4品目の内2品目について現物の数量が不一致であった。定期的に受払管理簿と現物を照合し、差異があった場合は原因を適時に調査すべきである。 また、購入以降配布された数量が少なく実地監査を行った時点でも多数残っていたため、今後イベント開催時に積極的に配布することが望まれる。</p>	<p>定期的に受払管理簿と現物を照合することとし、在庫管理を徹底します。 また、ノベルティは計画的かつ効果的に活用していきます。</p>	<p>地域連携・交通部</p>
<p>6 さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費</p>		
<p>① 委託業務内容の変更について【意見】</p>		

熊野古道伊勢路プロモーション動画の撮影場所について、当初仕様書に記載されていた場所から変更されていたが、仕様書の変更は撮影終了後の変更契約まで行われていなかった。適時に変更契約を締結することが望ましい。	仕様変更の必要性が確定した段階で、速やかに受託者と協議し変更契約を締結します。	地域連携・交通部
② 企画提案コンペ選定委員会について【意見】		
「I 施策 251 南部地域の活性化 1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費 ④企画提案コンペ選定委員会について」の意見と共通する。	今後は、選定委員への就任を依頼する際に、欠席する場合に備えて代理を確保します。	地域連携・交通部
Ⅲ 施策 331 世界から選ばれる三重の観光		
1 観光事業推進費		
① 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】		
当事業の委託業務完成報告書について、分析結果が記載されていない暫定版で履行確認が行われていた。コロナ禍のため調査日が遅い時期になった影響もあるが、今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。	委託業務の履行確認を適切に実施するよう徹底しています。 今後、契約期間内に事業が完了しない可能性がある場合には、最長3月31日まで契約期間を延長する変更契約を行ったり、どうしても年度内に完了しない場合は繰越手続きを行い複数年契約としたりするなど、適切な会計処理を実施していきます。 なお、本事業に関しては、令和4年度調査から、調査報告書の期間を年度から暦年（1月～12月）で作成するように改め、コロナ禍のような不測の事態が生じた場合でも年度内に調査報告書を完成できるように対応し、令和5年度調査も同様に対応を行いました。	観光部
② 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】		
当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、コロナ禍により令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。コロナ禍でやむを得なかったと思慮されるものの、統計調査の有効性を担保できるよう、今後は不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。	令和2年度及び3年度は、コロナ禍における行動制限を行っていたことからやむを得ませんでした。今後は、不測の事態においても臨機応変に対応できる体制について検討していきます。 なお、令和4年度、令和5年度はコロナ禍前と同様のサンプル数にて調査を実施しました。	観光部
③ 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】		

<p>令和3年度にどの施設の調査が行われたのかわかりづらい状況である。県のホームページにおいて、各年度の調査状況及び調査結果の公表場所を明らかにするとともに、委託先のホームページ上も、更新情報が適切に反映されるよう指導することが望ましい。</p>	<p>令和4年度の委託事業から、県ホームページ上に各年度において調査した箇所を明示するとともに、委託先のホームページにおいても、事業完了時まで更新情報を掲載するよう指導し確認しました。</p>	<p>観光部</p>
<p>2 安全・安心な観光地づくり推進事業費</p>		
<p>① 再委託の適切性の検証について【指摘】</p>		
<p>当事業における再委託の内容・金額は、県と市の事業を合算した委託契約となっており、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも再委託の契約金額の方が大きくなっていった。同種の事業の再委託だったとはいえ、県の再委託部分の内容・金額が不明確であるため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者へ依頼すべきである。</p>	<p>今後、同様の事案が生じた際は、委託事業者に対して再委託内容を明確にするよう求め、再委託の業務内容や金額が県の委託内容に沿っているかの確認を徹底していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>② 実証事業の継続性の検討について【指摘】</p>		
<p>当事業を他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化の目安となる収支見込み予測が重要となると考えられるが、委託事業者の事業報告書において数値での収支見込みの検討が記載されていない事業者があった。事業の有効性の観点から考えると、根拠のある数値を用いて今後の収支見込みを検討するよう委託事業者へ求めるべきであった。</p>	<p>今後、同様の実証事業を実施する際は、事業の趣旨を踏まえ、収益性にかかる検証を行うよう、委託契約の仕様に明記していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>③ 外部有識者・専門家等の関与について【意見】</p>		
<p>当事業における企画提案コンペの選定委員は全員県職員であり、外部委員は選任されていない。当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合には、専門知識を有する外部有識者等を委員に加えることが望ましいが、外部委員は地方自治法の附属機関に該当するため、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことであるため、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。 また、現状においてもオブザーバーであれば選任できるため、積極的な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>今後、同様の実証事業において専門的な意見を求める必要がある際は、知見を有する庁内の技術系職員を参加させるようにします。庁内では判断が難しいと考えられる場合は、技術動向に詳しい公的な団体等にオブザーバーを要請し、技術的な指導を受けるようにしていきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>④ 実証事業内容の追跡調査について【意見】</p>		

<p>当事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っているが、未だコロナ禍が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうかという事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として追跡調査していくことが望まれる。</p>	<p>今後、複数年にわたって効果検証が必要と考えられる事業を実施する際は、追跡調査に必要な予算措置も含めて検討していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>3 県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費</p>		
<p>① 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】</p>		
<p>親子間で代替わりがあった事業者からの申請において、実績報告時に提出された確定申告書により交付申請が前事業主名義で提出されていたことが判明した。旅館業営業許可証の取り直しを求め、必要書類の提出を受けた上で手続が進められていたが、前事業主からの申請を取り下げ、正しい事業者から新たに申請を求めるべきであった。 また、申請時に確定申告書の提出を求めることで、営業実態を確認すべきである。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、申請時に事業者自身で申請内容が適切であるかどうかを確認できるようチェックリストを充実させる等の仕組みを検討します。また、交付申請の段階で確定申告書や売上台帳などの提出を求め、営業実態の確認を行います。</p>	<p>観光部</p>
<p>② 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】</p>		
<p>交付要領で、請求書提出の期限を補助金額の確定日から14日以内と定めているものの、請求書が期限内に提出されていないものについて、補助金が支払われていた。実態は、請求書が提出されていれば、期限後であったとしても補助金を支払うという方針であったとのことであるため、今後は実態に即した交付要領を作成すべきである。</p>	<p>交付要領では、年度内に全ての支払いを終えることを目的に期限を定めていたところですが、今後、同様の事業を実施する際は、補助金額の確定日からの期限ではなく、最終の期限を定める等の方法で支払いの遅延を防ぐとともに、作成した交付要領等に沿って適切に補助金事務を行います。</p>	<p>観光部</p>
<p>③ 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】</p>		
<p>募集要項上で交付申請時に提出を求めている誓約書が添付されていないものがあつた。チェックリストでは問題無しとされていたが、提出がなかったにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、適切なチェックがされていなかったといえる。 また、県の担当者によると当時提出はあつたものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があつたといえる。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、ダブルチェック等によりチェック体制を強化するとともに、申請案件ごとにファイリングするなど書類の保管方法についても見直していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>④ 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】</p>		

<p>募集要項上で、クレジットカードによる支払の場合、実績報告期限までに支払を終え、支払いが確認できる書類として、利用明細書及び通帳コピーの提出を条件としているが、通帳コピーが提出されていなかった。総合口座通帳であるため引き落としの事実を確認しなくても問題ないと判断したとのことであったが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられることから、通帳のコピーの提出を求めるべきであった。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、チェックリストの項目の充実やダブルチェック体制等により募集要項等に沿って適切に事務を行います。</p>	<p>観光部</p>
<p>⑤ 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】</p>		
<p>申請件数が想定より少なかった理由の一つが、書類作成が大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く作成が困難であった点が考えられるとのことであった。 今後、同様の補助金がある場合には、事業者がより申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、詳細なQ&Aを作成することとします。また、申請件数が一定数見込まれる場合には、サポート会場等の設置も検討します。</p>	<p>観光部</p>
<p>4 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費</p>		
<p>① 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】</p>		
<p>当事業の委託金額の企画料（事務経費）について、具体的内容や算出根拠の記載がなく、県も詳細な資料の提出を求めていなかった。また、実際の認証申請件数は想定件数の約6割だったが、経費精算書は契約金額と同額が計上されており、企画料（事務経費）は増額されていた。認証にあたっては当初想定より作業が多かったことから一定の理由があったとは考えられるが、委託金額の適切性を十分に検証していたとはいえないと考えられる。 今後は、委託事業者に対し、具体的内容や算出根拠の記載のある資料の提出を求めるよう改善すべきである。</p>	<p>契約後、特段の事情の変化により業務内容に変更が生じた場合は、変更契約を締結した上で適切に事業を実施することに加え、その際、金額の算出根拠を求めることにより委託金額が業務に応じた積算となっているかの確認を徹底することとします。</p>	<p>観光部</p>
<p>② ホームページ掲載の優秀20施設の選定方法について【指摘】</p>		
<p>「あんしん みえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施している20施設の取材レポート記事を掲載しており、プロモーションされているような内容も掲載されていた。20施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約1,200施設から40施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し40施設の中から20施設を選定している。 しかし、選定の際の具体的な方法や選定過程の記録の資料はなく、事後的に検証できない状態であった。 今後、特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施する場合には、選定過程を記録に残すべきである。</p>	<p>今後、同様の取組を行う際は、明確な選定基準を策定の上、委託事業者・県において選定の方法及び過程を記録することとします。</p>	<p>観光部</p>

③ 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】		
<p>「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ、旅行需要を喚起するためにプロモーションを実施している。委託事業者から提出があった業務実施報告書では、「あんしん みえリア」のホームページのページビュー数などの記録はあるものの、周知されるために十分な数値か否かといった検証・分析を実施していない。</p> <p>そのため、委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを継続していくべきかどうかの判断ができない状態となっている。検証・分析を行うことでプロモーションの効果検証をしていくことが望ましい。</p>	<p>当事業については、SNS を活用したプロモーションを実施しており、その効果検証は行っていたものの、ホームページのページビュー数にかかる検証には至っていなかったことから、今後、同様の取組を行う際は、あらかじめ効果検証について委託業務の中に位置づけて実施するようにします。</p>	観光部
④ 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】		
<p>選定委員会では、互選により委員長及び副委員長を決定しているが、誰に決定したかの記録は書面として残っていなかった。委員長が最優秀提案を決定する場合も想定されることから、今後は記録として書面に残しておくことが望ましい。</p> <p>また、企画提案コンペ選定委員会について、当日1名欠席していた。より多様な意見を反映した選定ができるよう、なるべく全員が出席できるよう業務の調整をするか、代理出席の方法をとることが望ましい。</p>	<p>企画提案コンペ選定委員会における委員長及び副委員長の選任については、議事録として記録に残します。また、緊急等やむを得ない場合の欠席については、企画提案コンペ選定委員会委員内申書の変更を行い、競争入札等審査会会長へ当日代理となる選定委員の承諾を得ることで、全員が出席した状態での委員会開催に努めています。</p>	観光部
⑤ 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】		
<p>ホームページでは認証施設を検索することが可能であるが、感染対策の取組状況に加え、施設の外観写真や地図の他、住所や電話番号等の基本情報のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。費用対効果も考慮する必要はあるものの、各施設の URL を掲載すればスムーズに施設の予約や情報入手ができ、より使いやすいホームページになると考えられる。</p>	<p>掲載項目を追加するには新たな費用が発生することから、今後のコロナウイルスの状況を踏まえて発信内容を検討していきます。</p>	観光部
5 県内観光事業者支援金		
① 事業者が観光事業者支援金の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】		

<p>県内観光事業者支援金の申請書類のうち、確定申告書の事業収入欄が0で雑所得の収入金額欄に記載がある民泊事業者があった。雑所得の収入金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。売上金額を確認するためには、確定申告書の雑所得の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、確定申告書の収入欄のみでは事業収入の算定が難しい場合、例えば、追加で宿泊者台帳もチェックするなど、より確実な確認を徹底していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>② 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】</p>		
<p>県内観光事業者支援金について、受託者によるチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があったケースのみ回答する体制であった。一方、宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」は県の担当部署が全件チェックしている。補助金と支援金という違いはあるが、支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、県におけるチェック体制を充実し、支援金業務を適切に実施していきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>③ 観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】</p>		
<p>観光事業者支援金申請書に添付する誓約書には「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすることが記載されているが、施設認証制度に登録申請をしていない支援金受給事業者が存在する。誓約書に従って申請をしている大半の事業者と公平性の点で問題があるため、未だに登録申請をしていない業者に対しては登録申請の指導を徹底すべきであり、いつまでも申請がなされない事業者に対しては適切な対応をすべきである。</p>	<p>申請に至っていない事業者に対し指導を行ったところ、13事業者のうち11事業者において申請を受け付けました。残りの2事業者については、制度の新規受付を終了した令和5年3月13日までに申請が確認されなかったことから、支給要件に該当しない事実が判明したとして支給決定を取り消し、全額返還を求めたところ、1事業者については既に返還されました。残りの1事業者についても引き続き返還を求めていきます。</p>	<p>観光部</p>
<p>6 国内誘客推進事業費</p>		
<p>① 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】</p>		
<p>公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対する負担金が一方は県から直接支給され、他方は「みえ観光の産業化推進委員会」経由で支給されており、同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。 効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。</p>	<p>今後は、事業目的や効率性等の観点から、支出のあり方について検討し、令和5年度は一方からの支給としています。</p>	<p>観光部</p>
<p>7 海外プロモーション推進事業費</p>		

① 手土産の持参について【意見】		
関係機関や企業への訪問時に持参する手土産の配布先の中に、国が所管する独立行政法人があった。当該法人の職員は公務員とはみなされないものの、公的機関への手土産の持参は慎むべきであり、今後は配布先やその金額、内容などについて十分検討することが望まれる。	総務部長通知(平成8年11月5日付け財第1063号)に基づき、「公務上必要なものに限り、社会的儀礼に即し、必要最小限度で執行する」よう、所属内で周知徹底し、適切に対応しています。	観光部
② 負担金の支出について【意見】		
「三重県外国人観光客誘致促進協議会」等に対して支出している負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、繰越金が増加していることはやむを得ないが、繰越金については翌年度以降に自由に使用できることから、その使途に十分注意するとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望まれる。	多額の繰越金が生じないように、協議会に働きかけを行うとともに、令和6年2月16日に幹事会を開催し、令和5年度の収支見込みにより多額の繰越金が発生しないことを確認しました。	観光部
8 海外誘客推進プロジェクト事業費		
① 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】		
受託者がフランス現地事務所を閉鎖してから別の法人の現地事務所に再委託するまで約2か月の間、オンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行っていた。 現地レップ委託業務において、現地事務所は業務の根幹に関わるため、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望まれる。	委託業者選定にかかる企画提案書において、提案者の現地事務所や再委託の予定等を含めた実施体制の記載を必須とし、選定委員による採点に反映するなど、委託事業者選定の過程で信頼性が確認できるように取り組んでいます。	観光部
9 アフターコロナ・インバウンド復活事業費		
① 実績報告書の内容の確認について【指摘】		
オンライン商談会の商談実施件数について、商談会を開催した3市場のうち2市場で目標を下回っており、参加できなかった業者や旅行会社に資料を提供したとのことだったが、十分補完されたとはいえない。 目標に到達しなかった場合の対応を事前に受託者に示し、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。また、完成認定の際には、業務仕様書に沿った業務の遂行がなされたかを確認し、不足がある場合にはその理由や対応を確認するべきである。	目標に到達しないと判断される場合は、受託者と協議のうえ、経緯を文書として残したうえで変更契約を行うこととしました。また、やむを得ない事情であっても業務仕様書に定めた業務に対して不足がある場合は、契約額の減額変更を行うこととしました。	観光部
IV 施策 332 三重の戦略的な営業活動		

1 戦略的営業活動展開推進事業費		
① 決裁書の訂正方法について【指摘】		
<p>決裁書の訂正について、取消線及び正しい文言の加筆、担当者印の押印により訂正されているが、取消線及び文言の加筆が鉛筆で行われているものが数件あった。鉛筆による訂正は、書換えが容易で、後日改ざんも可能であるため、行うべきではない。</p>	<p>訂正に際して消去が容易な筆記具を使用しないよう所属内会議において注意喚起を行いました。現在は、適正に執行しており、同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	雇用経済部
② 戦略的営業活動展開推進事業費で取得したデジタルサイネージについて【指摘】		
<p>首都圏営業拠点推進事業費により購入したデジタルサイネージ（混雑状況の情報提供）の修理を行う際に、感染症対策のために迅速な対応が求められていたことから、当時予算のあった「戦略的営業活動展開推進事業」から支出している。</p> <p>しかし、本来は「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第 16 条 1 項に従って、事業間の流用を行うべきである。</p>	<p>首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費で適正に執行することとしました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	雇用経済部
2 関西圏営業基盤構築事業費		
① イベント「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」における購入先事業者の選定と送料の負担について【意見】		
<p>「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」イベントの実施にあたって、購入先事業者が 1 社選定されているが、選定の経緯、事業者との協定書など一切残されていない。支出をとまなう契約はないが、選定の経緯を残すとともに、事業者との協定書を締結しておくことが望ましい。</p> <p>また、購入された県産品の「送料（一律 1,000 円）は関西事務所で負担する。」となっているが、送料は、購入者又は事業者が支払うべきで、試行的イベントであるとはいえ、県が負担すべき合理的理由が見いだせない。今後、協議については議事を残すとともに、支出経費についての合理性を検討することが望ましい。</p>	<p>当該イベントは、新型コロナウイルス感染症の流行により、県外移動の抑制が求められている中で県が実施する前例の無い試行的な企画として実施したものです。</p> <p>現在は、移動制限等も注意喚起されておらず、同種の事業は行っていませんが、今後は、事業者の選定経緯などの記録は残すなど、適切な資料の作成に努めます。</p>	雇用経済部
3 みえモデルワーケーション推進事業費		
① 商標について【意見】		

<p>県のワーケーションウェブサイトの名称「とこワク」については、商標登録がなされていない。</p> <p>しかし、昨今、他人の商標の先取りとなるような出願の事例が多数発生していることから、商標出願も検討することが望まれる。</p>	<p>「とこワク」及びそのロゴについては、本県でワーケーションを推進するうえで、分かりやすい愛称及びマークとして作成したため、商標登録まではしていませんでした。</p> <p>国や他県の事例を確認したところ、行政としてワーケーションの名称やロゴを商標登録しているケースは見られませんでした。</p> <p>分かりやすい愛称でワーケーションの推進につながればと作成したのですが、商標登録には費用もかかることから、本県においても、当面の間は商標登録まで必要ないと判断しています。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>② 外部有識者・専門家等の関与について【意見】</p>		
<p>企画提案コンペ選定委員会委員については、企画提案コンペ選定要領に基づき、関連部署の職員が選任されており、外部委員は選任されていない。</p> <p>ワーケーションという従前にはなかった事業であることや、デジタル時代における広報戦略の検討が必要となることからすれば、外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。</p> <p>なお、外部委員ではなくとも、オブザーバーの積極的な選任・活用が望まれる。</p> <p>また、予定価格の前提となる設計内訳の作成にあたっては、外部有識者・専門家等からの意見聴取が可能となるような措置をとることが望まれる。</p>	<p>委員の選定については、「雇用経済部調査委託企画提案コンペ取扱指針」により定められており、専門家の意見が必要な場合には、オブザーバーとして選任し、その意見を取り入れることができます。</p> <p>みえモデルワーケーション推進事業では、オブザーバーの選任等はありませんが、これまで、部内の他の事業においては活用実績等がありますので、今後も適切に判断していきます。</p> <p>予定価格については、国の単価をはじめ、昨年度事業や類似事業の見積額等を参考にして、積算の妥当性確保に努めています。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>③ 事業の有効性の検証と継続的な取組の必要性について【意見】</p>		
<p>ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託においては、契約者が発行する雑誌にプロモーション記事が掲載され、内容自体は魅力的なものではあるが、掲載効果に疑問が残る。また、作成されたプロモーション動画についても閲覧数は192回にとどまっている（令和4年11月26日現在）。</p> <p>ワーケーションという新しい働き方・ライフスタイルに対応する新たな取組でもあり、直ちに事業の効果が現れるものではないが、今後も引き続き事業の効果ないし有効性の検証を踏まえ、継続して取組を行っていくことが望まれる。</p>	<p>今年度は、地域別懇談会において各市町商工関係団体に周知するなどして、情報発信に努めました。</p> <p>今後もターゲットを整理したうえで効果的な広報手段や媒体、内容の一層の精査や事業の有効性の検証に努めます。</p>	<p>雇用経済部</p>

4 首都圏営業拠点推進事業費		
① 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】		
<p>令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、当初予算に計上した首都圏営業拠点推進事業費だけでなく、予算を越える分については戦略的営業活動展開推進事業費から支出されている。</p> <p>しかし、本来は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。</p>	<p>首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費で適正に執行することとしました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	雇用経済部
② 戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費の支出負担行為の混同について【意見】		
<p>戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費は、ともに首都圏（日本橋地域）における営業活動展開をしていることもあって、両事業の支出の基準があいまいで、支出に混同が生じており、明確に区分がされていない。</p> <p>今後は、各種イベント企画の費用は、戦略的営業活動展開推進事業にて支出し、「三重テラス」の運営・管理等の費用は、首都圏営業拠点推進事業費にて支出するといったような、明確な基準を設けることが望ましい。</p>	<p>首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費で適正に執行することとしました。同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	雇用経済部
第2 みえ観光の産業化推進委員会について		
I みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等		
① 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について【指摘】		
<p>予算審議で可決承認を受けた予算額の支出負担行為を執行する書類については記録の編綴が確認できたが、当該負担金の必要性や負担金額が事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかった。</p> <p>三重県公文書管理規程第15条も鑑み、県は当該記録を編綴しておかなければならない。</p>	<p>負担金額が事業の進捗等を踏まえた適正な請求になっているか等の確認ができる資料を添付することとしました。</p>	観光部
② 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】		

<p>委員会において、事業資金の月次処理のために作成した収入計算書（収入表）と支出計算書（支出表）が正しく処理されていることを担保するために、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようにすべきである。</p> <p>また、決算日における、専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額（繰越収支差額）の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。</p>	<p>適切に確認した証拠として、書面で記録を残すとともに、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できる書面を作成することとしました。</p>	<p>観光部</p>
<p>③ 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】</p>		
<p>県が委員会に対して拠出した負担金で未使用の負担金が生じた際には、県と協議してその残余の処置を決定しなければならない。</p> <p>具体的には、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、県は委員会とよく協議して残余資金の処理を決しなければならない。加えて、その場合の協議記録も確実に保存しておかなければならない。</p>	<p>県が拠出した負担金に執行残が生じる見込みとなった場合、年度途中において残余資金の処理を検討し、その記録を残すこととしました。</p>	<p>観光部</p>
<p>④ みえ観光の産業化推進委員会経理規則第 24 条に定められた決算報告書の内容について【意見】</p>		
<p>事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額には主だった事業の金額しか情報がなかった。</p> <p>そのため、現行の委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう、委員会の事務局業務を担う県は検討することが望まれる。</p>	<p>事業収支決算報告書について、より正確な決算報告を行うことができるよう記載事項についてこれまでより詳細な内訳を追記することとしました。</p>	<p>観光部</p>
<p>⑤ 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】</p>		

<p>委員会は平成 28 年 3 月 15 日に設立されている。設立以来、毎期の 3 月 31 日現在の次年度への繰越収支差額が平成 31 年 3 月 31 日現在を除き増加している。令和 4 年 3 月 31 日現在、委員会が所有している未使用の負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863 円になっている。</p> <p>委員会が所有する繰越収支差額金額の金額について、当該金額についての公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しないが、過年度から累積している繰越金を事業の財源に充当してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれるところである。</p>	<p>繰越金をできる限り滞留させないよう、委員会と協議のうえ残余資金の処理を検討し、県としても適切な予算管理・執行に努めています。</p>	<p>観光部</p>
<p>⑥ 管理者の職位の二重身分について【意見】</p>		
<p>委員会における事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるので、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会の監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持っていることになる。</p> <p>委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該 2 名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。</p>	<p>職位のあり方について、令和 5 年度から監事の職務を総括する代表監事を新たに設け、外部の方に就任していただきました。資金の支出の決裁についても検討を進めています。</p>	<p>観光部</p>
<p>II みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業（持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費）について</p>		
<p>① 実施事業の結果と今後の課題について【意見】</p>		
<p>志摩市大王崎地区で実施した持続可能な観光地づくりに向けた実証事業において、感染症の影響で実績が目標値を大きく下回る結果となったが、地域が目標値をもとに事業継続に向け何を改善すべきか課題を明確化できたのは成果であった。</p> <p>また、誘客取組全体は成功したと考えられるが宿泊者向けツアーの半数以上が参加者 0 人または催行中止であり参加に向けた工夫が十分ではなかった印象を受けた。</p> <p>さらに、地元向けアンケートで事業の成果を評価する意見が多数あるが「客数に変化なく事業の効果は感じられなかった」が半数あり、改善に向けた取組が望まれる。</p> <p>当事業の経験を生かし引き続き伊勢志摩地域において（株）地域経済活性化機構（REVIC）と連携した持続可能な観光地づくりの推進に取り組むことが望ましい。</p>	<p>今回の実証事業の成果と課題を他地域ともしっかりと共有するとともに、今後も（株）地域経済活性化支援機構（REVIC）と緊密に連携し、伊勢志摩地域における持続可能な観光地づくりを進めていきます。</p>	<p>観光部</p>

第3 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について

① 契約保証金免除について【指摘】

県が締結する業務委託等の契約では、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき」には、契約保証金の納付を免除することができる。この要件該当性に関し、契約者に「契約実績証明書」の提出を求めているケースが多いが、実績に関する裏付資料の提出は必須とされていなかった。そのため、契約相手方が県以外のものについては実績の真偽の確認ができず、提出者の自己申告のみにとどめている運用は要件充足性に疑義がある。

少なくとも、自庁内で確認が可能な県との契約については確認すべきであるし、県以外を契約相手方とする実績報告に対しては、裏付けとなる書類の提出も求めるべきである。

三重県会計規則第75条第4項第3号に規定する「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者」を確認するものとして、「契約実績証明書」の提出を求めているところ。

今後も、「契約実績証明書」の提出を求めるとともに、必要に応じて裏付資料の提出を求め、実績の確認を行ってまいります。

雇用経済部、観光部

② 業務委託料の積算について【指摘】

各事業で企画提案コンペ等を行う際の契約上限額の積算における人件費単価について、国土交通省の公共工事設計業務単価を参考としているものが多く見受けられたが、各事業の業務内容は土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。また、業務内容が異なる過去事業の積算単価を参考に算出しているものもあった。

これらの中には、見積書に記載された人件費単価より高額になっているものもあったことから、契約上限額の積算が適切に行われているとはいえ、業務内容に沿った適切な人件費単価を用いることが必要である。

これまでは、客観性や妥当性確保の観点から、国土交通省が毎年公表している公共工事設計業務委託の積算に用いるための単価基準を参考としていましたが、現在は、過去の類似事業における実績や参考見積の人件費単価も参考に、業務内容に沿った適切な人件費単価で積算を行っています。

雇用経済部、観光部

③ 積算表及び見積書における諸経費について【意見】

<p>企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額の積算における諸経費について、当該事業の設計費用等の10%を見込んでいるが、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載された諸経費は、各参加者によりその金額は様々であった。</p> <p>県は、契約上限額をホームページで公開しており、事業者が自社しか応札者がないと推定した場合、契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を計上して業務委託契約を締結しようとするのが懸念される。随意契約により業務委託契約を締結する際、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないために、その内容や根拠の説明を求める必要があると考える。</p>	<p>これまでも積算内容が適切であるかどうかについては確認していたところですが、事業者から提出される見積書の諸経費が相当に高額な場合は、企画提案コンペにおけるプレゼンテーション審査の質疑の際に、審査項目の一つとしてその内容や根拠の確認を行うよう努めています。</p>	<p>観光部</p>
---	---	------------